必要性の乏しい手続の原則廃止

工体包	担加法人		措置内容			# *
手続名	根拠法令	2003年度 (平成15年度)	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度	2005年度(平成17年度)まで措置が困難とする理由	備考
公益法人の設立の許可	民法第34条	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否 の判断をする立場にはない。	
清算中に就職した清算人の届出	民法第77条第2項	•	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
設立許可の取消Uによる解散の際に 就職Uた清算人の届出	民法第77条第3項	•	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
公益法人の設立登記完了の届出	内閣総理大臣の所管に属する公益 法人の設立及び監督に関する規則 民法 第3条	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
監事を置いたときの届出	内閣総理大臣の所管に属する公益 法人の設立及び監督に関する規則 民法 第10条第1項前段	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
公益信託の引受けの許可	信託法第68条	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
公益信託の受託者の辞任の許可	信託法第71条	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否 の判断をする立場にはない。	
公益信託の受託者の信託財産を固有財産と為す許可	信託法第22条第1項ただし書、第72条		-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
信託管理人の選任の請求	信託法第8条第1項、第72条		-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
受託者の解任の請求	信託法第47条第1項、第72条	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
新受託者の選任の請求	信託法第49条第1項、第72条	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
公益信託の財産移転の報告	内閣総理大臣の所管に属する公益 信託の引受けの許可及び監督に関 する総理府令 信託法 第3条	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
公益信託の事業計画書及び収支予算書の変更の届出	内閣総理大臣の所管に属する公益 信託の引受けの許可及び監督に関 する総理府令 信託法 第4条第2項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく。合理化 簡素化の可否 の判断をする立場にはない。	
公益信託の受託者の氏名等の変更の届出	内閣総理大臣の所管に属する公益 信託の引受けの許可及び監督に関 する総理府令 信託法 第12条第1 項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
公益信託の受託者の任務終了の届 出	国家公安委員会の所管に属する公 益信託の引受けの許可及び監督に 関する規則 信託法 第6条	-	-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。 (理由:信託の運営上、受託者の任務終了は今後とも行われる可能性がある。)	

公益信託の委託者の死亡等の届出	国家公安委員会の所管に属する公 益信託の引受けの許可及び監督に 関する規則 信託法 第7条	-	-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難、(理由:信託の運営上、受託者の死亡等の届出は今後とも行われる可能性がある。)	
あっせん又は調停	中小企業等協同組合法第9条の2の 2	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく合理化 - 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
事業協同組合及び事業協同小組合 の組合員以外の者の事業の利用の 特例の認可	中小企業等協同組合法第9条の2の 3第1項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
事業協同組合の責任共済等に関する 共済規程の認可	中小企業等協同組合法第9条の6の 2第1項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
事業協同組合の責任共済等に関する 共済規程の変更又は廃止の認可	中小企業等協同組合法第9条の6の 2第3項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
事業協同組合連合会の会員以外の 者の事業の利用の特例の認可	中小企業等協同組合法第9条の9第 4項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
協同組合連合会の責任共済等に関する共済規程の認可	中小企業等協同組合法第9条の9第 4項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
協同組合連合会の責任共済等に関する共済規程の変更又は廃止の認可	中小企業等協同組合法第9条の9第 4項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
総会の招集請求があつた日から10 日以内に理事が総会招集の手続をし ない場合等の総会招集の承認	中小企業等協同組合法第41条第5項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
総会の招集請求があつた日から10 日以内に理事が総会招集の手続をし ない場合等の総会招集の承認	中小企業等協同組合法第48条	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく合理化 - 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合等の余裕金運用の制限の緩和の認可	中小企業等協同組合法第57条の5	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
事業協同組合等の解散の届出	中小企業等協同組合法第62条第2項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
責任共済等の事業を行う組合又は火 災共済協同組合等の解散の認可	中小企業等協同組合法第62条第4項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 - 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
事業協同組合等の合併の認可	中小企業等協同組合法第63条第3項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 - 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
協業組合の事業転換の認可	中小企業団体の組織に関する法律 第5条の7第2項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
協業組合の設立の認可	中小企業団体の組織に関する法律 第5条の17第1項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 - 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
協業組合の役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律 第5条の23第3項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 - 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	

総会の招集請求があった日から10日 以内に理事が総会招集の手続をしない場合等の総会招集の承認	中小企業団体の組織に関する法律 第5条の23第3項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
協業組合の定款の変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律 第5条の23第3項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
協業組合の解散の届出	中小企業団体の組織に関する法律 第5条の23第4項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
協業組合の合併の認可	中小企業団体の組織に関する法律 第5条の23第4項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
協業組合の決算関係書類の提出	中小企業団体の組織に関する法律 第5条の23第6項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
商工組合の特例の地区の承認	中小企業団体の組織に関する法律 第9条	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
商工組合の組合員以外の者の事業 の利用の特例の認可	中小企業団体の組織に関する法律 第17条の2第1項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
商工組合連合会の会員以外の者の 事業の利用の特例の認可	中小企業団体の組織に関する法律 第33条	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
商工組合及び商工組合連合会の設 立の認可	中小企業団体の組織に関する法律 第42条第1項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
発起人への通知	中小企業団体の組織に関する法律 第42条第5項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律 第47条第2項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
総会の招集請求があった日から10日 以内に理事が総会招集の手続をしな い場合等の総会招集の承認	中小企業団体の組織に関する法律 第47条第2項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
定款変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律 第47条第2項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
商工組合及び商工組合連合会の解 散の届出	中小企業団体の組織に関する法律 第47条第3項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
商工組合及び商工組合連合会の合併の認可	中小企業団体の組織に関する法律 第47条第3項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
決算関係書類の提出	中小企業団体の組織に関する法律 第71条	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
協業組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律 第95条第4項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	

中小企業団体の組織に関する法律 第95条第7項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
中小企業団体の組織に関する法律 第96条第5項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
中小企業団体の組織に関する法律 第96条第8項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
中小企業団体の組織に関する法律 第97条第2項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
中小企業団体の組織に関する法律 第97条第2項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
中小企業団体の組織に関する法律 第100条の14	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
中小企業団体の組織に関する法律 施行規則第27条	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
地価税法第6条第2項第2号イ及び ロ	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
地方拠点都市地域の整備及び産業 業務施設の再配置の促進に関する 法律第33条第1項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
地方拠点都市地域の整備及び産業 業務施設の再配置の促進に関する 法律第33条第4項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
中小企業経営革新支援法第4条第1 項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
中小企業経営革新支援法第5条第1 項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
中小企業経営革新支援法第9条第1 項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
中小企業経営革新支援法第9条第5 項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
内閣総理大臣の所掌に係る研究の 交流に関する内閣府令第5条第1項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
内閣総理大臣の所掌に係る研究の 交流促進に関する内閣府令第6条 第1項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
行政機関の保有する情報の公開に 関する法律第16条3項	-	-	-	本手続の根拠規定は当庁所管の法令ではなく 合理化 簡素化の可否の判断をする立場にはない。	
	第95条第7項 中小企業団体の組織に関する法律第96条第5項 中小企業団体の組織に関する法律第96条第8項 中小企業団体の組織に関する法律第96条第2項 中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項 中小企業団体の組織に関する法律第100条の14 中小企業団体の組織に関する法律第100条の14 中小企業団体の組織に関する法律第33条第1項 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第33条第1項 地方拠点都市配置の促進に関する法律第33条第1項 中小企業経営革新支援法第4条第1項 中小企業経営革新支援法第5条第1項 中小企業経営革新支援法第9条第5項 中小企業経営革新支援法第9条第1項 中小企業経営革新支援法第9条第1項 中小企業経営革新支援法第9条第1項 中小企業経営革新支援法第9条第1項 中小企業経営革新支援法第9条第1項 中小企業経営革新支援法第9条第1項 中小企業経営革新支援法第9条第1項 中小企業経営革新支援法第9条第1項	第95条第7項 中小企業団体の組織に関する法律 第96条第8項 中小企業団体の組織に関する法律 第97条第2項 中小企業団体の組織に関する法律 第97条第2項 中小企業団体の組織に関する法律 第100条の14 中小企業団体の組織に関する法律 第100条の14 中小企業団体の組織に関する法律 地価税法第6条第2項第2号イ及び ロ 地方拠点都市地域の整備及び産業 業務施設の再配置の促進に関する 法律第33条第1項 地方拠点都市地域の整備及び産業 業務施設の再配置の促進に関する 法律第33条第1項 中小企業経営革新支援法第4条第1 項 中小企業経営革新支援法第5条第1 項 中小企業経営革新支援法第9条第5 項 中小企業経営革新支援法第9条第5 項 中小企業経営革新支援法第9条第5 項 中小企業経営革新支援法第9条第5 項 中別の開発を第5条第1項 中小企業経営革新支援法第9条第5 項 中別の開発を第5条第1項 中別の関係である研究の 交流に関する内閣府令第6条第1項 「内閣総理大臣の所掌に係る研究の 交流に関する内閣府令第6条第1項 「大臣の所掌に係る研究の 交流に関する内閣府令第6条第1項	第96条第7項 中小企業団体の組織に関する法律 第96条第8項 中小企業団体の組織に関する法律 中小企業団体の組織に関する法律 第97条第2項 中小企業団体の組織に関する法律 第10条の14 中小企業団体の組織に関する法律 第10条の14 中小企業団体の組織に関する法律 第10条の14 中小企業団体の組織に関する法律 第10条の14 中小企業団体の組織に関する法律 第6行規則第27条 地価税法第6条第2項第2号イ及び し 地方拠点都市地域の整備及び産業 業務施設の再配置の促進に関する 法律第33条第1項 セ方拠点都市地域の整備及び産業 業務施設の再配置の促進に関する 法律第33条第4項 中小企業経営革新支援法第4条第1項 中小企業経営革新支援法第5条第1項 中小企業経営革新支援法第9条第1項 中小企業経営革新支援法第9条第1項 中小企業経営革新支援法第9条第1項 中小企業経営革新支援法第9条第1項 中小企業経営革新支援法第9条第1項 中小企業経営革新支援法第9条第1項 中の開業に係る研究の 交流に関する内閣府令第6条 第11項	第95条第7項 中小企製団体の組織に関する法律 第96条第5項 中小企製団体の組織に関する法律 第96条第5項 中小企製団体の組織に関する法律 ポガケ系型項 中小企製団体の組織に関する法律 ポガケ系型項 中小企製団体の組織に関する法律 ポカケ系型項 オカケ系型項 を組織に関する法律 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	新から素質項の側離に関する治療 表示の影響に関する治療 表示の影響にはいい。

		,			_	
資料の要求	行商従業者証等の様式の承認に関する規程第5条	-	-	-	臨時的 例外的な事象を対象とする手続 (事故報告等)」に該当するため廃止困難。(理由 公安委員会が必要に応じて提出を求めるもの。)	
事業廃止の届出	行商従業者証等の様式の承認に関 する規程第6条	-	-	-	宇続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 今後、作成・交付事業を廃止する承認法人があり得るため。)	
警備員の検定に係る指定講習の指定	警備員等の検定に関する規則 警 備業法 第13条第1項	-	-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:現在指定講習として指定されいてる講習以外にも、講習を指定する可能性があり得るため、その際の手続きとしてなお設けておく必要がある。)	
指定講習の名称等の変更の承認	警備員等の検定に関する規則 警 備業法 第15条第1項	-	-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 指定講習の名称及び指定講習事業の実施要領の変更が今後あり得る ため、その際の手続きとしてなお設けておく必要がある。)	
技術導入契約の締結等の事前届出	外国為替及び外国貿易法第30条第 1項	-		-	宇続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 当該手続きが他の業で必要であれば、警備業だけ必要でないとする理 由はない。)	
技術導入契約の締結等の報告	外国為替及び外国貿易法第55条の 6第1項	-	-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 当該手続きが他の業で必要であれば、警備業だけ必要でないとする理 由はない。)	
物件の差出しを受けた旨の届出	遺失物法第10条の 2第 1項	-	-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 指定の要件をみたした法人が出現した場合の手続としてなお設けておく 必要がある。)	
全国風俗環境浄化協会の指定	風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第40条	-		-	宇続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 指定の要件をみたした法人が出現した場合の手続としてなお設けておく 必要がある。)	
風俗営業者の団体の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第44条	-		-	宇続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 届出の要件をみたした法人が出現した場合の手続としてなお設けておく 必要がある。)	
指定試験機関の指定の申請	遊技機の認定及び型式の検定等に 関する規則16条	-	-	-	宇続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 指定の要件をみたした法人が出現した場合の手続としてなお設けておく 必要がある。)	
指定試験機関の名称、住所等の変更 の届出	遊技機の認定及び型式の検定等に 関する規則17条2項	-		-	宇続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 現在指定している法人が名称等を変更する場合の手続としてなお設けて おく必要がある。)	
試験事務の休廃止の承認	遊技機の認定及び型式の検定等に 関する規則27条	-	-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 現在指定している法人が試験事務を休廃止する場合の手続としてなお 設けておく必要がある。)	
全国風俗環境浄化協会の名称等の変更の届出	風俗環境浄化協会に関する規則 風俗営業等の規制及び業務の適 正化に関する法律 第8条(第3条準 用)	-	-	-	与続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 現在指定している法人が名称等を変更する場合の手続としてなお設けておく必要がある。)	
指定法人の申請と指定	特定商取引法第61条	-	-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 指定の要件をみたした法人が出現した場合の手続としてなお設けておく 必要がある。)	
全国暴力追放運動推進センターの指定	暴力団員による不当な行為の防止 等に関する法律第32条第1項	-	-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同法に基づく指定が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	
全国暴力追放運動推進センターの名称等の変更の届出	暴力追放運動推進センターに関す る規則第16条(第3条第1項準用)	-	-	-	宇続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由: 同規則に基づ〈届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けてお〈必要がある。)	
全国暴力追放運動推進センターの指定に係る申請書類の内容の変更の届出	暴力追放運動推進センターに関す る規則第16条(第3条第3項準用)	-	-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。 (理由:同規則に基づ〈届出が今後あ」7得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	

					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
全国暴力追放運動推進センターの事業計画書及び収支予算書の変更の 提出	暴力追放運動推進センターに関す る規則第16条(第12条第1項後段準 用)	-	-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同規則に基づく提出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	
不当要求情報管理機関(その業務が 全国の区域に及ぶものに限る。)の登録	不当要求情報管理機関登録規程第 15条第2項(第4条第1項準用)	-	-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同規程に基づ〈登録が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	
登録に係る事業の廃止の届出	不当要求情報管理機関登録規程第 15条第2項(第11条準用)	-	-	-	宇続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。 (理由:同規程に基づく届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	
都道府県暴力追放運動推進センターの 指定に係る申請	暴力団員による不当な行為の防止 等に関する法律第31条第1項	-	-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。 (理由:同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	
都道府県暴力追放運動推進センターの 名称等の変更の届出	暴力追放運動推進センターに関する 規則第3条第1項	-	-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同規則に基づく届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	
都道府県暴力追放運動推進センターの 指定に係る申請書類の内容の変更の 届出	暴力追放運動推進センターに関する 規則第3条第3項	-	-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続。に該当するため廃止困難。(理由:同規則に基づ〈届出が今後あり〉得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	
都道府県暴力追放運動推進センターの 相談事業規程の承認	暴力追放運動推進センターに関する 規則第7条第1項前段	-	-	-		
相談事業規程変更の承認	暴力追放運動推進センターに関する 規則第7条第1項後段	-	-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同規則に基づ〈承認が今後あり〉得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	
都道府県暴力追放運動推進センターの 相談事業の開始の届出	暴力追放運動推進センターに関する 規則第8条第1項	-	-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続。に該当するため廃止困難。(理由:同規則に基づ〈届出が今後あり〉得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	
都道府県暴力追放運動推進センターの 相談事業の休廃止の届出	暴力追放運動推進センターに関する 規則第9条第1項	-	-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続。に該当するため廃止困難。(理由:同規則に基づく届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	
都道府県暴力追放運動推進センターの 相談事業の再開の届出	暴力追放運動推進センターに関する 規則第9条第2項	-	-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同規則に基づく届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	
都道府県暴力追放運動推進センターの 事業報告書及び収支決算書の変更 の提出	暴力追放運動推進センターに関する 規則第12条第2項	-	-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続。に該当するため廃止困難。(理由:同規則に基づく提出が今後あり)得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	
不当要求情報管理機関(その業務が 全国の区域に及ぶものを除く)の登録		-	-	-		
登録申請書記載事項等の変更の届 出	不当要求情報管理機関登録規程第 9条第1項	-	-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同規程に基づく届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	
不当要求情報管理機関(その業務が全国の区域に及ぶものを除く)の移転登録	不当要求情報管理機関登録規程第 10条第1項	-	-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。便由:同規程に基づ〈登録が今後あり滑るため、その際の手続としてなお設けてお√必要がある。)	
登録に係る事業の廃止の届出	不当要求情報管理機関登録規程第 11条	-	-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続,に該当するため廃止困難。(理由:同規程に基づく届出が今後あり)得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	
自動車等の運転に関する外国の行政 庁の免許に係る運転免許証の日本語 による翻訳文を作成する能力を有す る法人の指定の申請	道路交通法施行令第 39条の 5第 1 項第 3号	-	-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同令に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けてお、必要がある。)	

名称等の変更の届出	外国の行政庁の免許に係る運転免 許証の日本語による翻訳文を作成 する能力を有する法人の指定に関 する規則第4条第1項	•	-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。 (理由:同規則に基づく届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	
財産の状況又は事業の運営に関する 報告又は資料の提出	外国の行政庁の免許に係る運転免 許証の日本語による翻訳文を作成 する能力を有する法人の指定に関 する規則第5条	-	-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。 (理由:同規則に基づく報告又は資料の提出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	
全国交通安全活動推進センターの指定の申請	道路交通法第108条の32第1項	-	-	-	宇続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。 (理由:同規則に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	
名称等の変更の届出	交通安全活動推進センターに関する規則第 1 2条(第 3条第 1項準用)	-	-	-	宇続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。 (理由:同規則に基づく届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	
定款等の変更の届出	交通安全活動推進センターに関する規則第 1 2条(第 3条第 3項準用)	-	-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。 (理由:同規則に基づく届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	
都道府県交通安全活動推進センター の指定の申請	道路交通法第108条の31第 1項	-	-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難、(理由:同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	
名称等の変更の届出	交通安全活動推進センターに関す る規則第3条第1項	-	-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。 (理由:同規則に基づく届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	
定款等の変更の届出	交通安全活動推進センターに関す る規則第3条第3項	-	-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。 (理由:同規則に基づく届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	
指定の申請	道路交通法第108条の13第 1項	-	-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難、(理由:同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	
特定情報管理規程の認可	道路交通法第108条の17第 1項前 段	-	-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難、健由:同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	
特定情報管理規程の変更の認可	道路交通法第108条の17第 1項後 段		-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。 (理由:同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	
事業計画等の変更の提出	道路交通法第108条の20第1項 後段	-	-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難、(理由:同法に基づく提出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	
身分証票の様式の届出	交通事故調査分析センターに関す る規則第3条第2項前段	-	-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。 (理由:同規則に基づく届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	
身分証票の様式の変更の届出	交通事故調査分析センターに関す る規則第3条第2項後段	-	-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。健由:同規則に基づ〈届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けてお√必要がある。)	
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の申請	道路交通法施行規則第39条の2第 1項	-	-	-	宇続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。 (理由:同規則に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	
原動機を用いる歩行補助車等の型式 認定申請事項の変更及び事業廃止 等の届出	道路交通法施行規則第39条の2第7 項	-	-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。(理由:同規則に基づく届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	
駆動補助機付自転車の型式認定申 請事項の変更及び事業廃止等の届 出	道路交通法施行規則第39条の3第3 項(第39条の2第7項準用)	-	-	-	手続の性質上、件数が僅少な手続」に該当するため廃止困難。 (理由:同規則に基づく届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けておく必要がある。)	

型表と手事業出生の記述 印象ので表に定用 日本ののできたない 日本ののできたない 日本ののできない 日本のできない 日						
会会部有等の担忧度更が需要の	普通自転車の型式認定申請事項の 変更及び事業廃止等の届出		-	-	-	同規則に基づく国出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設け
・	安全器材等の型式認定の申請		-	-	-	同規則に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続としてなお設け
開発の変更及び呼吸性にあっていませます。	安全器財等の型式認定申請事項の変更及び事業廃止等の届出		-	-	-	同規則に基づく届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設け
・			-	-	-	同規則に基づく届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設け
お恵正は機関の合称及び任所の変 式図2の手続に関する規則策2		式認定の手続に関する規則第2条	-	-	-	同規則に基づく届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設け ┃
・		式認定の手続等に関する規則第2	•	-	-	同規則に基づく届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設け
・	原動機を用いる車いすの型式認定に 係る指定試験機関の名称及び住所の 変更の届出	式認定の手続等に関する規則第2	-	-	-	同規則に基づく届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設け
・		式認定の手続等に関する規則第2	-	-	-	同規則に基づく届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設け
据定試験機関の名称及び住所の変 類別の名称及び住所の変 素第2項 型式認定を受けた歩行補助車等に係 系第2項 原動機を用いる歩行補助車等の型 式認定の手続等に関する規則第8 系第1項 型式認定を受けた安全器材等に係る 配替の表示の届出等 の表示の届出等 を発すり表示の届出等 を発する。) 型式認定の手続等に関する規則第8 系第1項 ・		式認定の手続等に関する規則第2	-	-	-	同規則に基づく届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設け
型式認定を受けた安全器材等に係る 係第1項 型式認定を受けた安全器材等に係る 所動機を用いる歩行補助車等の型 式認定の手続等に関する規則第8 条第1項 「	運転シミュレーターの型式認定に係る 指定試験機関の名称及び住所の変 更の届出	式認定の手続等に関する規則第2	-	-	-	同規則に基づく届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設け
型式設定を受けた安全器材等に係る 条第1項	型式認定を受けた歩行補助車等に係る略号の表示の届出等	式認定の手続等に関する規則第8	-	-	-	同規則に基づく届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設け
設立の認可の申請 第 11頁	型式認定を受けた安全器材等に係る 略号の表示の届出等	式認定の手続等に関する規則第8	•	-	-	同規則に基づく届出が今後あり得るため、その際の手続としてなお設け
使用者の申出 大規模地震対策特別措置法施行令 5	設立の認可の申請		-	-	-	同法に基づく申請が今後あり得るため、その際の手続としてなお設けて おく必要がある。)
処理情報の訂正等の申出 理に係る個人情報の保護に関する	使用者の申出		-	-	-	(理由:災害発生時に備え、同令に基づき申出がなされる場合があり得る
手続件数 132件	処理情報の訂正等の申出	理に係る個人情報の保護に関する	-	-	-	
	手続件数	132件	-	-	-	-

処理期間の短縮 該当する手続はなし

変更手続の簡素化

手続名	根拠法令		措置内容		備考
于版日	11372/4	2003年度 (平成15年度)	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	l MH 5
公益法人の定款変更の認可	民法第38条第2項	電子申請 届出システムにおいて、過去に申請した申請データを電子申請 届出システムから取得し再利用できるよう措置			
公益法人の事業計画書及び収支予 算書の変更の届出	内閣総理大臣の所管に属する公益 法人の設立及び監督に関する規則 民法 第6条	電子申請 届出システムにおい て、過去に申請した申請データを 電子申請 届出システムから取得 し再利用できるよう措置			
公益法人の寄附行為変更の認可	内閣総理大臣の所管に属する公益 法人の設立及び監督に関する規則 民法 第8条第1項	電子申請 届出システムにおいて、過去に申請した申請データを電子申請 届出システムから取得し再利用できるよう措置			
公益法人の登記事項変更の届出	内閣総理大臣の所管に属する公益 法人の設立及び監督に関する規則 民法 第9条第1項	電子申請 届出システムにおい て、過去に申請した申請データを 電子申請 届出システムから取得 し再利用できるよう措置			
公益信託の事業計画書及び収支予 算書の変更の届出	内閣総理大臣の所管に属する公益 信託の引受けの許可及び監督に関 する総理府令 信託法 第4条第2項	電子申請 届出システムにおい て、過去に申請した申請データを 電子申請 届出システムから取得 し再利用できるよう措置			
公益信託の受託者の氏名等の変更の届出	内閣総理大臣の所管に属する公益 信託の引受けの許可及び監督に関 する総理府令 信託法 第12条第1 項				
事業協同組合の責任共済等に関する 共済規程の変更又は廃止の認可	中小企業等協同組合法第9条の6の 2第3項	電子申請 届出システムにおい て、過去に申請した申請データを 電子申請 届出システムから取得 し再利用できるよう措置			
協同組合連合会の責任共済等に関する共済規程の変更又は廃止の認可	中小企業等協同組合法第9条の9第 4項	電子申請・届出システムにおいて、過去に申請した申請データを電子申請・届出システムから取得し再利用できるよう措置			
役員の変更の届出	中小企業等協同組合法第35条の2	電子申請 届出システムにおいて、過去に申請した申請データを電子申請 届出システムから取得し再利用できるよう措置			

中小企業等協同組合法第51条第2項	電子申請 届出システムにおいて、過去に申請した申請データを電子申請 届出システムから取得し再利用できるよう措置			
中小企業団体の組織に関する法律 第5条の23第3項	電子申請 届出システムにおい て、過去に申請した申請データを 電子申請 届出システムから取得 し再利用できるよう措置			
中小企業団体の組織に関する法律 第5条の23第3項	電子申請 届出システムにおい て、過去に申請 した申請データを 電子申請 届出システムから取得 し再利用できるよう措置			
中小企業団体の組織に関する法律 第47条第2項	電子申請 届出システムにおいて、過去に申請した申請データを電子申請 届出システムから取得し再利用できるよう措置			
中小企業団体の組織に関する法律 第47条第2項	電子申請 届出システムにおいて、過去に申請した申請データを電子申請 届出システムから取得し再利用できるよう措置			
中小企業団体の組織に関する法律 第95条第4項	電子申請 届出システムにおいて、過去に申請した申請データを電子申請 届出システムから取得し再利用できるよう措置			
中小企業団体の組織に関する法律 第95条第7項	電子申請 届出システムにおいて、過去に申請した申請データを電子申請 届出システムから取得し再利用できるよう措置			
中小企業団体の組織に関する法律 第96条第5項	電子申請 届出システムにおいて、過去に申請した申請データを電子申請・届出システムから取得し再利用できるよう措置			
中小企業団体の組織に関する法律 第96条第8項	電子申請 届出システムにおいて、過去に申請した申請データを電子申請 届出システムから取得し再利用できるよう措置			
中小企業団体の組織に関する法律 第97条第2項	電子申請 届出システムにおいて、過去に申請した申請データを電子申請 届出システムから取得し再利用できるよう措置			
中小企業団体の組織に関する法律 第97条第2項	電子申請 届出システムにおいて、過去に申請した申請データを電子申請 届出システムから取得し再利用できるよう措置			
中小企業団体の組織に関する法律 第100条の14	電子申請 届出システムにおいて、過去に申請した申請データを電子申請 届出システムから取得し再利用できるよう措置			
	項 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項 中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項 中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項 中小企業団体の組織に関する法律第95条第4項 中小企業団体の組織に関する法律第96条第5項 中小企業団体の組織に関する法律第96条第5項 中小企業団体の組織に関する法律第96条第5項 中小企業団体の組織に関する法律第96条第8項 中小企業団体の組織に関する法律第96条第8項 中小企業団体の組織に関する法律第96条第8項 中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項 中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項 中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項 中小企業団体の組織に関する法律	中小企業団体の組織に関する法律 電子申請 届出システムにおいて電子申請 届出システムにおいて過去に申請した申請テクを電子申請 届出システムにおいて過去に申請した申請テクを電子申請 届出システムにおいて過去に申請した申請テクを電子申請 届出システムにおいて過去に申請した申請テクを電子申請 届出システムにおいて、過去に申請した申請テクを電子申請 届出システムにおいて電子申請 届出システムにおいる場別を開始を開始を表記を開始を表記を開始を表記を開始を表記を開始を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を	中小企業等協同組合法第51条第2 日本の企業団体の組織に関する法律 第5条の23第3項 中小企業団体の組織に関する法律 電子申請 福出システムにおい て、過去に申請に上申請データを 電子申請 福出システムがら取得 し再利用できるよう措置 電子の主が自転 中小企業団体の組織に関する法律 電子申請 福出システムにおい て、過去に申請に申請データを 電子申請 福出システムがら取得 し再利用できるよう対 電子フェスを関係 ロール企業団体の組織に関する法律 電子・申請 福出システムがら取得 し再利用できるよう対 電子・申請 福出システムがら取得 し再利用できるよう対 電子・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア	中小企業回体の組織に関する法律 中小企業回体の組織に関する法律 中小企業回体の組織に関する法律 東35条第21項 中小企業回体の組織に関する法律 第35条第21項 中小企業回体の組織に関する法律 第47条第21項 中小企業回体の組織に関する法律 第47条第21項 中小企業回体の組織に関する法律 第47条第21項 中小企業回体の組織に関する法律 第47条第21項 中小企業回体の組織に関する法律 第47条第21項 中小企業回体の組織に関する法律 第47条第21項 中小企業回体の組織に関する法律 電子申請 福出システムから取得 以利用できるよう措置 中小企業回体の組織に関する法律 電子申請 福出システムから取得 以利用できるよう措置 中小企業回体の組織に関する法律 電子申請 福出システムにおい て、過去に申請してチンテムにおい で、過去に申請しメテムから取得 以利用できるよう措置 中小企業回体の組織に関する法律 電子申請 福出システムにおい で、過去に申請しメアテムから取得 以利用できるよう措置 中小企業回体の組織に関する法律 電子申請 福出システムにおい で、過去に申請しメアテムかの取得 以利用できるよう措置 中小企業回体の組織に関する法律 電子申請 福出システムかに取り 以利用できるよう措置 中小企業回体の組織に関する法律 電子申請 福出システムにおい で、過去に申請した申請データを 電子申請 福出システムにおい で、過去に申請した申請データを 電子申請 福出システムにおい で、過去に申請してタータを 電子申請 福出システムにおい で、過去に申請した申請データを 電子申請 福出システムにおい で、過去に申請しアクトの取得 以利用できるよう措置 中小企業回体の組織に関する法律 電子申請 福出システムにおい で、過去に申請しアータを 電子申請 福出システムにおい で、過去に申請しアータを 電子申請 福出システムにおい で、過去に申請・アクを 電子申請 福出システムにおい で、過去に申請・アクを 電子申請 福出システムにおい で、過去に申請・アクを 電子申請 福出システムにおい で、過去に申請・アクを 電子申請 福出システムにおい で、過去に申請・アクを 電子申請 福出システムにおい 電子申請 福出システムにおい で、過去に申請・アクを 電子申請 福出システムにおい で、過去に申請・アクを 電子申請 福出システムにおい で、過去に申請・アクを 電子申請 福出システムにおい 電子申請 福出システムにおい 電子申請 福田システムにおい 電子申請 福田システムのの期得 電子申請 福田システムのの期得 電子申請 福田システムにおい で、過去に申請・アクを 電子申請 福田システムにおい で、過去に申請・アクを 電子申請 福田システムにおい で、過去に申請・アクを 電子申請 福田システムにおい で、過去に申請・アクを 電子申請 福田システムにおい 電子申請 福田システムにおい で、過去に申請・アクを 電子申請 福田システムにおい で、過去に申請・アクを 電子申請 福田システムにおい で、過去に申請・アクを 電子申請・福田システムのの場 で・日本・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・

産業業務施設の移転計画の変更の 認定	地方拠点都市地域の整備及び産業 業務施設の再配置の促進に関する 法律第33条第4項	電子申請・届出システムにおい て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得 し再利用できるよう措置		
経営革新計画の変更の承認	中小企業経営革新支援法第5条第1 項	電子申請 届出システムにおい て、過去に申請 した申請データを 電子申請・届出システムから取得 し再利用できるよう措置		
指定講習の名称等の変更の承認	警備員等の検定に関する規則 警 備業法 第15条第1項	電子申請 届出システムにおいて、過去に申請した申請データを電子申請 届出システムから取得し再利用できるよう措置		
定款等の変更の届出	警備員等の検定に関する規則 警備業法 第15条第2項	電子申請 届出システムにおいて、過去に申請した申請データを電子申請 届出システムから取得し再利用できるよう措置		
指定試験機関の名称、住所等の変更の届出	遊技機の認定及び型式の検定等に 関する規則17条2項	電子申請 届出システムにおいて、過去に申請した申請データを電子申請 届出システムから取得し再利用できるよう措置		
試験事務規程の承認 試験事務規程 の変更の承認	遊技機の認定及び型式の検定等に 関する規則21条	電子申請 届出システムにおいて、過去に申請した申請データを電子申請・届出システムから取得し再利用できるよう措置		
全国風俗環境浄化協会の名称等の 変更の届出	風俗環境浄化協会に関する規則 風俗営業等の規制及び業務の適 正化に関する法律 第8条(第3条準 用)	電子申請 届出システムにおいて、過去に申請した申請データを電子申請・届出システムから取得し再利用できるよう措置		
全国暴力追放運動推進センターの名 称等の変更の届出	暴力追放運動推進センターに関す る規則第16条(第3条第1項準用)	電子申請・届出システムにおいて、過去に申請した申請データを電子申請・届出システムから取得し再利用できるよう措置		
全国暴力追放運動推進センターの指 定に係る申請書類の内容の変更の届 出	暴力追放運動推進センターに関す る規則第16条(第3条第3項準用)	電子申請 届出システムにおい では、日本に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得 し再利用できるよう措置		
全国暴力追放運動推進センターの事業計画書及び収支予算書の変更の 提出	暴力追放運動推進センターに関す る規則第16条(第12条第1項後段準 用)	電子申請 届出システムにおいて、過去に申請した申請データを電子申請・届出システムから取得し再利用できるよう措置		
登録申請書記載事項等の変更の届 出	不当要求情報管理機関登録規程第 15条第2項(第9条第1項準用)	電子申請 届出システムにおいて、過去に申請した申請データを電子申請・届出システムから取得し再利用できるよう措置		
名称等の変更の届出	道路交通法第108条の13第3項	電子申請 届出システムにおいて、過去に申請した申請データを電子申請・届出システムから取得し再利用できるよう措置		

特定情報管理規程の変更の認可	道路交通法第108条の17第1項後段	電子申請 届出システムにおい て、過去に申請 した申請データを 電子申請・届出システムから取得 し再利用できるよう措置		
事業計画等の変更の提出	道路交通法第108条の20第1項後段	電子申請 届出システムにおい て、過去に申請 した申請データを 電子申請・届出システムから取得 し再利用できるよう措置		
特定交通情報提供事業の変更届	道路交通法第109条の3第1項	電子申請 届出システムにおいて、過去に申請した申請データを電子申請 届出システムから取得し再利用できるよう措置		
原動機を用いる歩行補助車等の型式 認定申請事項の変更及び事業廃止 等の届出	道路交通法施行規則第39条の2第7 項	電子申請 届出システムにおいて、過去に申請した申請データを電子申請 届出システムから取得し再利用できるよう措置		
原動機を用いる歩行補助車等の型式 認定に係る指定試験機関の名称及び 住所の変更の届出	原動機を用いる歩行補助車等の型 式認定の手続に関する規則第2条2 項	電子申請 届出システムにおいて、過去に申請した申請データを電子申請 届出システムから取得し再利用できるよう措置		
駆動補助機付自転車の型式認定申 請事項の変更及び事業廃止等の届 出	道路交通法施行規則第39条の3第3 項(第39条の2第7項準用)	電子申請 届出システムにおいて、過去に申請した申請データを電子申請 届出システムから取得し再利用できるよう措置		
原動機を用いる車いすの型式認定申請事項の変更及び事業廃止等の届出	道路交通法施行規則第39条の4第3 項(第39条の2第7項準用)	電子申請・届出システムにおい て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得 し再利用できるよう措置		
普通自転車の型式認定申請事項の 変更及び事業廃止等の届出	道路交通法施行規則第39条の5第3 項(第39条の2第7項準用)	電子申請 届出システムにおいて、過去に申請した申請データを電子申請・届出システムから取得し再利用できるよう措置		
安全器財等の型式認定申請事項の 変更及び事業廃止等の届出	道路交通法施行規則第39条の6第3 項(第39条の2第7項準用)	電子申請 届出システムにおいて、過去に申請した申請データを電子申請 届出システムから取得し再利用できるよう措置		
運転シミュレーターの型式認定申請事 項の変更及び事業廃止等の届出	道路交通法施行規則第39条の7第3 項(第39条の2第7項準用)	電子申請 届出システムにおいて、過去に申請した申請データを電子申請 届出システムから取得し再利用できるよう措置		
名称等の変更の届出	交通安全活動推進センターに関する規則<道路交通法>第12条(第3条第1項準用)	電子申請 届出システムにおいて、過去に申請した申請データを電子申請・届出システムから取得し再利用できるよう措置		
定款等の変更の届出	交通安全活動推進センターに関する規則<道路交通法 第12条(第3条第3項準用)	電子申請 届出システムにおいて、過去に申請した申請データを電子申請 届出システムから取得し再利用できるよう措置		

日分世界の後天の企業の提出					
名称、世界及び事務所の所在地の変 の意とないます。	身分証票の様式の変更の提出	る規則<道路交通法 第3条第2項	て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得		
中議開始記載事項の変更の展出		指定に関する規則 道路交通法施	て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得		
東京計画等の変更の届出	申請書類記載事項の変更の届出	指定に関する規則 道路交通法施	て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得		
会称等の変更の届出	事業計画等の変更の届出	指定に関する規則 道路交通法施	て、過去に申請した申請データを 電子申請 届出システムから取得		
記載事項の変更の届出	名称等の変更の届出	許証の日本語による翻訳文を作成 する能力を有する法人の指定に関 する規則 道路交通法施行令 第4	て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得		
服動物的域刊自動物型以及以及上に協作動態を開始。 2 規則 2 整力 2	記載事項の変更の届出	許証の日本語による翻訳文を作成 する能力を有する法人の指定に関 する規則 道路交通法施行令 第4	て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得		
原動機を付いる単いりの望れ認定に係る指定試 変更の届出 第2条第2項 第2条 第2系 第2条 第2系 第2条 第2系	る指定試験機関の名称及び住所の変	式認定の手続等に関する規則 道	て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得		
管通目転車の空気設定に、係る指定試、原動機を用いる歩行補助車等の空 式認定の手続等に関する規則 道 路交通法施行規則 第2条第2項 電子申請 届出システムから取得 し再利用できるよう措置 で 安全器財等の型式認定に係る指定試 験機関の名称及び住所の変更の届 式認定の手続等に関する規則 道 路交通法施行規則 第2条第2項 電子申請 届出システムにおい て、過去に申請した申請データを電子申請 届出システムから取得 し再利用できるよう措置 電子申請 届出システムから取得 し再利用できるよう措置 で 電子申請 届出システムにおい て、過去に申請した申請データを電子申請 届出システムから取得 し再利用できるよう措置 で 変更の届出 路交通法施行規則 第2条第2項 電子申請 届出システムにおい で、過去に申請した申請データを電子申請 届出システムにおい で、過去に申請した申請データを電子申請 届出システムにおい で、過去に申請した申請データを電子申請 届出システムから取得 し再利用できるよう措置 な 変通法施行規則 第2条第2項 電子申請 届出システムから取得 し再利用できるよう措置 な の届出 犯罪被害者等早期援助団体に関す。	係る指定試験機関の名称及び住所の	式認定の手続等に関する規則 道	て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得		
安主語的寺の望れ認定に係る相定試 原動機を用いるが打補助車寺の望 式認定の手続等に関する規則 道 路交通法施行規則 第2条第2項	験機関の名称及び住所の変更の届	式認定の手続等に関する規則 道	て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得		
理解シミュレーダーの望れ終定に係る。原動機を用いるが行補助単等の望 指定試験機関の名称及び住所の変 更の届出 路交通法施行規則 第2条第2項 に再制用できるよう措置 に再利用できるよう措置 れから取得している。 2和等の亦再の民間 犯罪被害者等早期援助団体に関す。	験機関の名称及び住所の変更の届	式認定の手続等に関する規則 道	て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得		
	指定試験機関の名称及び住所の変	式認定の手続等に関する規則 道	て、過去に申請した申請データを 電子申請・届出システムから取得		
	名称等の変更の届出		実施方策提示		

事業規程又は情報管理規程の変更 承認	犯罪被害者等早期援助団体に関す る規則第3条第2項	実施方策提示		
名称等の変更後の内容に係る書類の 提出	犯罪被害者等早期援助団体に関す る規則第3条第4項	実施方策提示		
管理者設置、変更の許可申請	質屋営業法第4条第1項	実施方策提示		
営業内容の変更届	質屋営業法第4条第2項	実施方策提示		
質物保管設備の変更届	質屋営業法第7条第3項	実施方策提示		
古物商等の許可事項の変更届出	古物営業法第7条第1項	実施方策提示		
複数県にかかる代表者等の変更届	古物営業法第7条第2項	実施方策提示		
古物市場主の変更後の規約の提出	古物営業法施行規則第6条	実施方策提示		
経由警察署長の変更届	古物営業法施行規則第9条第1項	実施方策提示		
変更の届出	警備業法第6条	実施方策提示		
服装の変更の届出	警備業法第9条第3項	実施方策提示		
護身用具の変更の届出	警備業法第10条第2項	実施方策提示		
基地局等の変更の届出	警備業法第11条の5	実施方策提示		
風俗営業の構造設備の変更承認申請	風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第9条第1項	実施方策提示		
風俗営業の構造設備の軽微な変更の 届出	風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第9条第3項	実施方策提示		
特例風俗営業者の構造設備の変更 の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第9条第5項	実施方策提示		
遊技機の増設、交替その他の変更承 認の申請	風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第20条第10項	実施方策提示		
風俗営業の構造設備の変更承認申請 風俗営業の構造設備の軽微な変更の 届出 特例風俗営業者の構造設備の変更 の届出 遊技機の増設、交替その他の変更承	風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第9条第1項 風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第9条第3項 風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第9条第5項 風俗営業等の規制及び業務の適正	実施方策提示		

遊技機のその他の軽微な変更の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第20条第10項	実施方策提示		
店舗型性風俗特殊営業の届出書記 載事項変更の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第27条第2項	実施方策提示		
無店舗型性風俗特殊営業の届出書 記載事項の変更の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第31条の2第2項	実施方策提示		
映像送信型性風俗特殊営業の届出書記載事項の変更の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第31条の7第2項	実施方策提示		
店舗型電話異性紹介営業の届出書 記載事項変更の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第31条の12第2 項	実施方策提示		
無店舗型電話異性紹介営業の変更の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第31条の17第2 項	実施方策提示		
深夜酒類提供飲食店営業の届出書 記載事項の変更の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第33条第3項	実施方策提示		
都道府県風俗環境浄化協会の名称 又は事務所の所在地変更の届出	風俗環境浄化協会に関する規則第 3条	実施方策提示		
運搬証明書の記載事項の変更等の届出	核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律第59条の2 第9項	実施方策提示		
猟銃等講習会の講習修了証明書の 記載事項の変更、亡失、盗難、滅失 の届出	銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3 第3項	実施方策提示		
銃砲又は刀剣類の所持許可証の亡失、盗難、滅失又は記載事項の変更 の届出	銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2 項	実施方策提示		
教習用備付け銃の変更の届出	銃砲刀剣類所持等取締法第9条の6 第2項	実施方策提示		
練習用備付け銃の変更の届出	銃砲刀剣類所持等取締法第9条の 11第2項	実施方策提示		
銃砲刀剣類製造等届出書の記載事 項変更の届出	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則 第2条第2項(銃砲刀剣類所持等取 締法)	実施方策提示		
人命救助等に従事する者届出書の記 載事項変更の届出	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則 第2条の2第3項(銃砲刀剣類所持等 取締法)	実施方策提示		
使用人届出書の記載事項変更の届出	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則 第3条第3項(銃砲刀剣類所持等取 締法)	実施方策提示		
教習射撃場の名称等の変更の届出	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則 第11条の16(銃砲刀剣類所持等取 締法)	実施方策提示		

練習射撃場の名称等の変更の届出	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則 第11条の28(銃砲刀剣類所持等取 締法)	実施方策提示			
猟銃等保管業届出書の記載事項変 更の届出	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則 第14条第2項(銃砲刀剣類所持等取 締法)	実施方策提示			
模造けん銃製造等届出書の記載事項 変更の届出	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則 第17条の2第3項(銃砲刀剣類所持 等取締法)	実施方策提示			
模擬銃器製造等届出書の記載事項 変更の届出	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則 第17条の3第2項(銃砲刀剣類所持 等取締法)	実施方策提示			
指定射撃場指定申請書の記載事項 変更の届出	指定射撃場の指定に関する内閣府 令第13条(銃砲刀剣類所持等取締 法)	実施方策提示			
火薬類運搬証明書の記載事項の変 更の届出	火薬類取締法第19条第4項	実施方策提示			
猟銃用火薬類等輸入許可書の記載 事項の変更の届出	猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、 輸入及び消費に関する内閣府令第 9条第4項(火薬類取締法)	実施方策提示			
猟銃用火薬類等の消費許可書の記 載事項の変更の届出	猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、 輸入及び消費に関する内閣府令第 11条第2項(火薬類取締法)	実施方策提示			
都道府県暴力追放運動推進センター の名称等の変更の届出	暴力追放運動推進センターに関す る規則第3条第1項	実施方策提示			
都道府県暴力追放運動推進センター の指定に係る申請書類の内容の変更 の届出	暴力追放運動推進センターに関す る規則第3条第3項	実施方策提示			
相談事業規程変更の承認	暴力追放運動推進センターに関す る規則第7条第1項後段	実施方策提示			
都道府県暴力追放運動推進センターの事業計画書及び収支予算書の変 更の提出	暴力追放運動推進センターに関す る規則第12条第1項後段	実施方策提示			
都道府県暴力追放運動推進センター の事業報告書及び収支決算書の変 更の提出	暴力追放運動推進センターに関す る規則第12条第2項	実施方策提示			
登録申請書記載事項等の変更の届 出	不当要求情報管理機関登録規程第 9条第1項	実施方策提示			
道路使用許可の記載事項の変更の 届出	道路交通法第78条第4項	実施方策提示			
保管場所の変更の届出	自動車の保管場所の確保等に関す る法律第7条第1項	実施方策検討	実施方策検討	実施方策検討	自動車保有関係手続のワンストップ化で別途検討。なお、平成 17年目 途。
運送用事業者に係る保管場所の変更届出	自動車の保管場所の確保等に関す る法律第13条第4項	実施方策検討	実施方策検討	実施方策検討	自動車保有関係手続のワンストップ化で別途検討。 なお、 平成 17年目 途。
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				·

	ı		1		
変更後の運送事業用自動車に係る保 管場所の変更の届出	自動車の保管場所の確保等に関す る法律第13条第4項	実施方策検討	実施方策検討	実施方策検討	自動車保有関係手続のワンストップ化で別途検討。なお、平成 17年目 途。
保管場所の変更に伴う運送事業用自動車に係る保管場所標章の再交付の申請	自動車の保管場所の確保等に関する法律第13条第4項	実施方策検討	実施方策検討	実施方策検討	自動車保有関係手続のワンストップ化で別途検討。 なお、 平成 17年目 途。
変更後の保管場所の変更に伴う運送 事業用自動車に係る保管場所標章の 再交付の申請	自動車の保管場所の確保等に関す る法律第13条第4項	実施方策検討	実施方策検討	実施方策検討	自動車保有関係手続のワンストップ化で別途検討。 なお、 平成 17年目 途。
変更の届出	自動車運転代行業の業務の適正化 に関する法律第8条第3項	実施方策提示			
申請書記載事項の変更の届出	道路交通法施行規則第36条	実施方策提示			
名称等の変更の届出	交通安全活動推進センターに関する規則第3条第1項	実施方策提示			
定款等の変更の届出	交通安全活動推進センターに関す る規則第3条第3項	実施方策提示			
変更の届出	運転免許取得者教育の認定に関す る規則第7条第1項	実施方策提示			
書類の内容に変更があった旨の届出	運転免許取得者教育の認定に関す る規則第7条第3項	実施方策提示			
手続件数	117件	-	-	-	-